

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成18年7月
(令和5年9月改正)

青森県弘前市

目 次

	ページ番号
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	14
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
第5 農業経営体を育成するための基本的施策	18
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
第7 その他	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

弘前市は、西に岩木山を有し、南は白神山地に接する津軽平野の南西部に位置しており、地域のほぼ中心に沿って岩木川が南北に流れている地勢にある。基幹産業である農業は、山間部ではりんご、平野部では水稻を主作としており、環境保全にも大きな役割を果たしている。特にりんごについては、令和3年実績で結果樹面積、収穫量ともに全国の約2割、青森県内の約4割を占めており、日本一の生産量を誇るとともに、食品加工業や運送業など様々な関連産業に影響を与える基幹産業となっている。

国では、農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化を図ることとしており、生産基盤の強化、輸出力の強化、スマート農業の推進、多様な人材の確保・育成、多様な経営体による農地利用の促進などを進めている。

しかし、本市においては、農業従事者の減少や高齢化、後継者や補助労働力の不足などが深刻化しており、将来にわたって安定的に高品質な農産物を生産する生産基盤が弱体化してきている。また、地域の中心となる経営体への農地集積が遅れると、今後遊休農地の増加や周辺農地の耕作にも支障を及ぼす恐れもある。

2 農業の基本方向

令和12年度までの基本方向は、地域農業の産地としての競争力を強化するため、効率的かつ安定的な農業経営の目標を示し、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者（認定農業者^{※1}、認定新規就農者^{※2}、集落営農組織）を育成・確保するとともに、地域農業の将来計画である「人・農地プラン」において地域の中心となる経営体に位置付けられた担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）又は「地域計画^{※3}」において将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者に農地の集積を図ることを基本とし、担い手等による農地利用を進める。

併せて、農業経営体の生産力や経営力の強化及び低コスト化を図ることも重要であることから、りんごのみならず、りんご以外の農産物の生産振興及びりんごとの複合化や、主食用米から新市場開拓用米（輸出用米等）や高収益作物等の需要のある作物への転換を進めるとともに、農地の集約化や省力技術などの導入による生産力の強化や省力化・効率化への支援など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じていくものとする。

※1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者のこと

※2 法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のこと

※3 法第19条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画のこと

3 育成する農業経営体の経営目標

(1) 育成する農業経営体における農業所得等の目標

他産業従事者と遜色のない年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）の下で、育成する農業経営体（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織のほか、基本構想水準到達者をいう。以下同じ。）の生涯所得が、他産業従事者の生涯所得と遜色のない水準となり、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、年間農業所得目標を560万円～690万円程度（主たる従事者1人当たり430万円～530万円程度）とする。また、優良経営体の事例等を踏まえながら、個別経営体の指標を設定するものとする。

※ なお、このうち新規就農者については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得として、育成する農業経営体の目標の5割程度とする。

※ 育成する農業経営体は、年間農業所得目標に基づく農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けることで、様々な施策の活用や経営の創意工夫により効率的かつ安定的な農業経営の達成を目指すものである。

<育成する農業経営体の労働時間目標>

区 分	目 標
主たる従事者1人当たりの労働時間	2,000時間程度

<育成する農業経営体の所得目標>

区分	目 標	
		新規就農者
主たる従事者1人当たりの年間農業所得	430万円～530万円程度	220万円～270万円程度
世帯当たりの年間農業所得	560万円～690万円程度	280万円～350万円程度

(2) 育成する農業経営体数等の目標

本市農業の持続的な発展を図るためには、意欲あふれる多様な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことが重要であることから、新規就農の促進を図るとともに、地域の実情に応じた担い手像を明確にしながら、これら経営体の育成・確保の目標を設定して推進する。

①育成する農業経営体数

育成する農業経営体数については、下表のとおり1,926経営体を目標とする。

<育成する農業経営体数の目標>

区分	目標
育成する農業経営体	1,926経営体
認定農業者 (集落営農組織除く)	1,430経営体
認定新規就農者	100経営体
集落営農組織	23経営体
基本構想水準到達者	373経営体

②新規就農者の確保目標

新規就農者数については、独立自営、経営参加及び雇用就農を合わせて年間65経営体を目標とする。

<新規就農者数の目標>

区分	目標
新規就農者	65経営体/年

4 地域別特徴と施策の方向

弘前市は西に岩木山を有し、南は白神山地に接する津軽平野の南西部に位置しており、市域のほぼ中心に沿って岩木川が南北に流れている地勢にある。

山間部ではりんご、平野部では水稲を主作としているが、市域が524.20km²と広大になっていることから、地域の地理的条件や気象条件には大きな違いがある。

このため、市域を中央地域、北地域、西地域、南地域、東地域、岩木地域、相馬地域の7地域に区分し、各地域の特性に応じた農業経営を推進する。

(1) 中央地域(旧弘前・和徳・豊田・城東)

水稲主作地帯であり、有数の良質米生産地である。また、産地市場向けを主体とした都市近

郊型野菜団地も形成されている。

農業振興の方向としては、減農薬栽培等による付加価値のある米作りで産地づくりを目指し、野菜等との複合化を推進する。りんごは適正な栽培管理と省力化を図り所得向上につながるよう推進する。

(2) 北地域（裾野・新和）

りんご主作地帯であり、平坦部ではりんごと水稲の複合経営が多く、山間部ではりんごが主作となっており、準高冷地野菜や特産果樹も作付けされている。

農業振興の方向としては、高品質なりんごの生産拡大を柱に、経営作物の複合化を推進する。

(3) 西地域（藤代・船沢・高杉）

山間部ではりんごが主作となっており、平野部では、水稲が主作となっている。また、野菜や特産果樹の作付けが定着している。

農業振興の方向としては、山間部でのりんごの高品質安定生産、平野部での良質米生産を柱に、経営作物の複合化を推進する。

(4) 南地域（清水・東目屋）

りんごと米の複合地帯であり、特に清水地区はりんご栽培の発祥の地だけに高品質なりんごの産地として名高い。

農業振興の方向としては、りんごおい化栽培の積極的な導入等による高品質なりんごの生産拡大を柱に、食味にすぐれた米づくり、水稲部門の一層の省力化を図り、経営作物の複合化を推進する。

(5) 東地域（堀越・千年・石川）

りんごと米の複合地帯であり、高品質なりんごの産地である。また、野菜や特産果樹の作付けも増えており、複合経営の定着化も進んでいる。

農業振興の方向としては、りんごおい化栽培の積極的な導入等による高品質なりんごの生産拡大を柱に、食味にすぐれた米づくり、水稲部門の一層の省力化を図り、経営作物の複合化を推進する。

(6) 岩木地域（駒越・大浦・岩木）

山間部ではりんごが主作となっており、また、地域の特性を活かした醸造用ぶどう等の産地となっている。平野部では、りんごと水稲が主作となっており、野菜の作付けも進んでいる。

農業振興の方向としては、山間部でのりんごの高品質安定生産を柱に、地域の特性を活かしたとうもろこし栽培の高品質安定生産及び、良質米生産、野菜との複合化を推進する。

(7) 相馬地域（相馬）

山間部ではりんごが主作となっており、平野部では、りんごと水稲が主作となっている。また、水稲の農作業については地域内のほぼ全域において、作業受託が進んでいる。農業振興の方向としては、りんごの高品質安定生産と良質米生産を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、優良経営体の事例等を踏まえながら、本市における主要な営農類型を農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等について示すと次のとおりである。

【経営管理等に関する指標（各営農類型共通）】

経営管理の方法

- (1) 経営と家計の分離を図り、経営の合理化・健全化を進めるため、複式簿記記帳を行ない、青色申告を実施する。
- (2) 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る。
- (3) 経営の安定化・永続性を高めるため、経営管理を強化し、体制の整った経営体について法人化を進める。

農業従事の態様等

- (1) 農業従事者を安定的に確保し、後継者や女性農業者の経営参画の意欲を高めるため、家族経営協定の締結に基づく、休日制・給料制の導入に努める。また、雇用労働者の恒常的な確保を要する経営体では、社会保険への加入に努める。
- (2) 他産業並の労働時間を実現するため、ヘルパー制度の導入や、季節労働者の適切な導入を図る。
- (3) 労働環境の快適化を進めるため、作業環境の改善・作業条件の整備に努める。
- (4) 労働の安全性強化を図るため、安全で作業者に適する機械の導入・休息時間の確保等に努める。また、労災保険等各種災害補償制度への加入に努める。

営農類型別の農業経営規模等に関する指標（認定農業者等）

営農類型	経営規模	生産方式	経営概要
果樹			
(りんご)	<p>[作付面積等] 果樹：2.4ha りんご 2.4ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：2.4ha 計：2.4ha</p>	<p>[主要資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スปีトスプレー(1,000ℓ) 1台 ・高所作業台車 1台 ・トラック(1.5t) 1台 ・乗用草刈機 1台 ・フォークリフト 1台 ・運搬車 1台 ・防風施設 1式 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごの品種 ふじ 1.1ha つがる 0.5ha ジョナゴールド 0.4ha 王林 0.4ha 	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 278日</p> <p>[労働時間] 5,224時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 22,011千円 経営費 15,036千円 所得 6,975千円</p>
(りんご +おうとう)	<p>[作付面積等] 果樹：2.7ha りんご 2.5ha おうとう(佐藤錦) 0.2ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：2.7ha 計：2.7ha</p>	<p>[主要資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ施設 1式 ※上記以外は、果樹(りんご)の主要資本装備と同じ <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごの品種 ふじ 1.1ha つがる 0.5ha ジョナゴールド 0.4ha 王林 0.5ha 	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 375日</p> <p>[労働時間] 5,996時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 24,370千円 経営費 17,403千円 所得 6,967千円</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営概要
果樹			
(りんご+ぶどう)	<p>[作付面積等] 果樹：3.3ha りんご 1.8ha ぶどう（醸造用） 1.5ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：3.3ha 計：3.3ha</p>	<p>[主要資本装備] ・雨よけ施設 1式 ・動力噴霧器 1台 ※上記以外は、果樹（りんご） の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 0.8ha つがる 0.3ha ジョナゴールド 0.4ha 王林 0.3ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 307日</p> <p>[労働時間] 5,459時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 19,705千円 経営費 12,697千円 所得 7,008千円</p>
	<p>[作付面積等] 果樹：1.2ha りんご 1.0ha ぶどう （シャインマスカット） 0.2ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：1.2ha 計：1.2ha</p>	<p>[主要資本装備] ・雨よけ施設 1式 ・動力噴霧器 1台 ※上記以外は、果樹（りんご） の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 1.0ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 8日</p> <p>[労働時間] 3,067時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 13,719千円 経営費 6,785千円 所得 6,934千円</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営概要
果樹+野菜			
(りんご +ピーマン)	<p>[作付面積等] 果樹：2.2a りんご 2.2 ha 野菜：0.05ha ピーマン 0.05ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：2.2 ha 普通畑：0.05ha 計：2.25ha</p>	<p>[主要資本装備] ※果樹(りんご)の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 1.0ha つがる 0.4ha ジョナゴールド 0.4ha 王林 0.4ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 260日</p> <p>[労働時間] 5,081時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 20,985千円 経営費 14,079千円 所得 6,906千円</p>
(りんご +にんにく)	<p>[作付面積等] 果樹：1.0 ha りんご 1.0 ha 野菜：0.95ha にんにく 0.95ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：1.0 ha 普通畑：0.95ha 計：1.95ha</p>	<p>[主要資本装備] ・にんにく種子選別機 1台 ・にんにく植付機 1台 ・にんにく収穫機 1台 ※上記以外は、果樹(りんご)の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 0.6ha つがる 0.4ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 196日</p> <p>[労働時間] 4,569時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 18,531千円 経営費 11,483千円 所得 7,030千円</p>
果樹+主食用米 +転作作物 (りんご+主食用米 +輸出用米+大豆)	<p>[作付面積等] 果樹：2.0ha りんご 2.0ha 主食用米：2.0 ha 転作作物：0.8 ha 輸出用米 0.2 ha 大豆 0.6 ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：2.0ha 水田：2.8ha 計：4.8ha</p>	<p>[主要資本装備] ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・大豆コンバイン(普通型4条) 1台 ・乗用トラクター(30ps) 1台 ※上記以外は、果樹(りんご)の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 1.1ha つがる 0.5ha ジョナゴールド 0.4ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 284日</p> <p>[労働時間] 5,272時間 うち家族 3,000時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 22,599千円 経営費 13,780千円 所得 6,952千円</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営概要
主食用米+転作作物 +水稲（作業受託） （主食用米 +輸出用米 +大豆 +水稲（作業受託）	[作付面積等] 主食用米：30.0ha 転作作物：6.2ha 輸出用米 3.0ha 大豆 3.2ha 水稲（作業受託） ：2.0ha [経営面積] 水田：38.2ha 計：38.2ha	[主要資本装備] ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・大豆コンバイン(普通型4条) 1台 ・乗用トラクター(30ps) 1台 ・トラック(2t) 1台	[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 956日 [労働時間] 10,650時間 うち家族 3,000時間 [経常収支] 粗収益 48,343千円 経営費 41,404千円 所得 6,939千円
主食用米+転作作物 （主食用米 +輸出用米+大豆 +トマト +ほうれんそう）	[作付面積等] 主食用米：12.0ha 転作作物：3.5ha 輸出用米 1.2ha 大豆 1.7ha トマト 0.3ha ほうれんそう 0.3ha [経営面積] 水田：15.5ha 計：15.5ha	[主要資本装備] ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・大豆コンバイン(普通型4条) 1台 ・乗用トラクター(30ps) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・パイプハウス 1台	[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 667日 [労働時間] 8,338時間 うち家族 3,000時間 [経常収支] 粗収益 37,134千円 経営費 30,181千円 所得 6,953千円
野菜 （アスパラガス +にんにく）	[作付面積等] 野菜：1.45ha アスパラガス 0.3ha にんにく 1.15ha [経営面積] 普通畑：1.45ha 計：1.45ha	[主要資本装備] ・トラクター(30ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・パイプハウス 1式 ・にんにく種子選別機 1台 ・にんにく植付機 1台 ・にんにく収穫機 1台	[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 9日 [労働時間] 3,070時間 うち家族 3,000時間 [経常収支] 粗収益 13,542千円 経営費 6,614千円 所得 6,928千円

組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営概要
主食用米+転作作物+水稲(作業受託)			
(主食用米 +輸出用米 +大豆 +水稲 (作業受託))	[作付面積等] 主食用米：30.0ha 転作作物：18.0ha 輸出用米 3.0ha 大豆 15.0ha 水稲(作業受託) : 15.0ha [経営面積] 水 田 : 63.0ha 計 : 63.0ha	[主要資本装備] ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(自脱型6条) 1台 ・大豆コンバイン(普通型4条) 1台 ・乗用トラクター(50ps) 2台 ・トラック(2t) 1台	主たる構成員 2.5経営体 年間延べ雇用日数 936日 [労働時間] 14,988時間 うち構成員等 7,500時間 [経常収支] 粗収益 65,637千円 経営費 48,271千円 所得 17,366千円 [経営管理の方法] 1 経営内容を把握し 分析するためパソ ンの活用を図る 2 経営の合理化・健 全化を進める。 [農業従事の様態等] 1 社会保険等の導入 2 農繁期における臨 時雇用の確保
(主食用米 +輸出用米 +にんにく +水稲 (作業受託))	[作付面積等] 主食用米：30.0ha 転作作物：5.7ha 輸出用米 3.0ha にんにく 2.7ha 水稲(作業受託) : 15.0ha [経営面積] 水 田 : 50.7ha 計 : 50.7ha	[主要資本装備] ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(自脱型6条) 1台 ・大豆コンバイン(普通型4条) 1台 ・乗用トラクター(50ps) 2台 ・トラック(2t) 1台 ・にんにく種子選別機 1台 ・にんにく植付機 1台 ・にんにく収穫機 1台	主たる構成員 2.5経営体 年間延べ雇用日数 1,599日 [労働時間] 20,291時間 うち構成員等 7,500時間 [経常収支] 粗収益 77,076千円 経営費 59,543千円 所得 17,533千円 [経営管理の方法] [農業従事の様態等] ※「(主食用米+輸出 用米+大豆+水稲(作 業受託)」と同じ

営農類型別の農業経営規模等に関する指標（新規就農者等）

営農類型	経営規模	生産方式	経営規模
果樹			
(りんご)	<p>[作付面積等] 果樹：1.3ha りんご 1.3ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：1.3ha 計：1.3ha</p>	<p>[主要資本装備] ・ステートスプレー(1,000ℓ) 3戸共同 ・高所作業台車 1台 ・軽トラック 1台 ・乗用草刈機 1台</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 1.0ha つがる 0.3ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 0日</p> <p>[労働時間] 2,720時間 うち家族 2,720時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 9,947千円 経営費 6,422千円 所得 3,525千円</p>
(りんご+ぶどう)	<p>[作付面積等] 果樹：1.55ha りんご 0.8ha ぶどう(醸造用) 0.75ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：1.55ha 計：1.55ha</p>	<p>[主要資本装備] ・雨よけ施設 1式 ・動力噴霧器 1台 ※上記以外は、果樹(りんご) の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 0.8ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 0日</p> <p>[労働時間] 2,413時間 うち家族 2,413時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 7,915千円 経営費 4,368千円 所得 3,547千円</p>
	<p>[作付面積等] 果樹：0.75ha りんご 0.65ha ぶどう(シャインマスカット) 0.1ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：0.75ha 計：0.75ha</p>	<p>[主要資本装備] ・雨よけ施設 1式 ・動力噴霧器 1台 ※上記以外は、果樹(りんご) の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 0.65ha</p>	<p>[家族労働力] 1.0人 年間延べ雇用日数 0日</p> <p>[労働時間] 1,681時間 うち家族 1,681時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 7,305千円 経営費 3,795千円 所得 3,510千円</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営規模
果樹+野菜 (りんご+にんにく)	<p>[作付面積等] 果樹：0.75ha りんご 0.75ha 野菜：0.3 ha にんにく 0.3 ha</p> <p>[経営面積] 樹園地：0.75ha 普通畑：0.3 ha 計：1.05ha</p>	<p>[主要資本装備] ・にんにく種子選別機 1台 ・にんにく植付機 1台 ・にんにく収穫機 1台 ※上記以外は、果樹（りんご）の主要資本装備と同じ</p> <p>[その他] ・りんごの品種 ふじ 0.5 ha つがる 0.25ha</p>	<p>[家族労働力] 1.5人 年間延べ雇用日数 0日</p> <p>[労働時間] 2,223時間 うち家族 2,223時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 8,746千円 経営費 5,175千円 所得 3,571千円</p>
野菜 (ミニトマト)	<p>[作付面積等] 野菜：0.14ha ミニトマト 0.14ha</p> <p>[経営面積] 普通畑：0.14ha 計：0.14ha</p>	<p>[主要資本装備] ・トラクター（30ps） 1台 ・軽トラック 1台 ・パイプハウス 1台</p>	<p>[家族労働力] 1.0人 年間延べ雇用日数 0日</p> <p>[労働時間] 2,366時間 うち家族 2,366時間</p> <p>[経常収支] 粗収益 6,673千円 経営費 2,977千円 所得 3,696千円</p>

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

弘前市の主力作物であるりんごや水稲などの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を促進するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応できる人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、青森県農業経営・就農サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）、中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室（以下「県農業普及振興室」という。）、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 弘前市が主体的に行う取組

弘前市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、サポートセンター、県農業普及振興室や農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者等に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術及び農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備段階から一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うための体制として、弘前市のほか、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、青森県りんご協会等の関係機関で構成されるひろさき農業総合支援協議会を設立しており、本協議会から認定を受けた里親農家が就農希望者に対し実践的な技術指導等を行う農業里親研修事業に取り組むなど、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施する。

このほか、新規就農者等が就農地域に定着できるよう、弘前市や関係機関、里親農家等は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や「地域計画」の修正等の措置を講じる。

弘前市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の期間を終了する者に対しては、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

加えて、農業を担う人材として雇用就農者の確保・育成を図るため、必要な情報提供と受入体制の整備に取り組む。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

弘前市は、サポートセンター、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、弘前市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者等への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 一般社団法人青森県農業会議、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定するもの。以下同じ。）、農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、農地等に関する相談対応や情報提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（「地域計画」の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

弘前市は、ひろさき農業総合支援協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者等が必要とする情報を収集・整理し、サポートセンター及び県農業普及振興室へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業委員会等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、弘前市の区域内において後継者がいない場合は、サポートセンター及び県農業普及振興室等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等が樹園地を農地と樹体の一体で継承するための園地継承円滑化システムを活用しつつ、サポートセンター、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携して、必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める
面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア：80%

なお、効率的かつ安定的な農業経営の営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理事業[※]、農業経営基盤強化促進事業を柱として農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

※ 農地中間管理事業法第2条第3項に規定する事業のこと

(注) 1 上記のシェア目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地の利用〔基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

田では、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手への利用集積が進んでいる。

一方、畑では、りんごなどの果樹及びミニトマトやピーマンなどの野菜が生産されているが、りんごなどの果樹は、一般的に大型機械導入による規模拡大が難しく、また、担い手の多くが家族経営であるため、農地の集積が容易に進まない状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

弘前市では、今後10年で更に農業従事者の減少や高齢化、後継者の不足などが進み、担い手が受けきれない農地が出てくることも見込まれることから、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、「人・農地プラン」や「地域計画」の策定・見直しを通じ、地域の合意形成を図りながら、中小・家族経営や法人経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体等を中心に、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、農用地の集積を加速する。

また、中山間地域等では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画を策定するなど、粗放的な農業利用等による保全等の取組を進める。

農用地の用途ごとの利用改善については、次により進めることとする。

ア 田については、農地中間管理事業等を積極的に活用して集積・集約化を図りつつ、集落営農組織等による大豆等の土地利用型作物等の作付けの団地化を推進するとともに、ほ場整備が必要な地域の整備を進めるなど、優良農地の有効的な活用を推進する。

イ 畑については、更に農業従事者の減少や高齢化の進行が予想されるため、新規就農者等の担い手が取り組みやすく、収益が見込める高収益作物の導入による農地利用の向上を図る。

(3) 農地利用のビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

弘前市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及びひろさき農業総合支援協議会等が連携して、施策・事業等を実施する。

[農地利用のビジョンの実現を図るための施策]

- ① 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体又は「地域計画」に位置付けられた将来の地域の農業を担う者への農地の利用集積を促進するための農地中間管理事業等の農地の集積
- ② 効率的かつ安定的な農業経営体の育成
- ③ 高品質高収益生産や農作業の効率化のための農業生産基盤の整備

第5 農業経営体を育成するための基本的施策

1 施策の展開方法

農業経営体における経営目標の実現に向けて、経営改善や農地の流動化など、その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に推進する。これら施策の展開に当たっては、集落などの単位ごとに抱えている課題や改善方向を洗い出し、その構成員の合意のもとに、将来、集落が進むべき方向を明確にするよう誘導し、その実現に向けた取組を支援する。この場合、農業者や地域自らの自主的・創造的な活動を基本に、関係機関が連携を図り、各種関連施策を組み合わせて相乗効果が高まるよう工夫していく。

2 基本的な施策

(1) 認定農業者等の経営改善促進のための主な関連対策

- ① 認定農業者に対しては、経営指導や研修、営農相談などを行いつつ、農業経営改善計画の作成支援やその達成に向けた生産振興支援、フォローアップ活動等を行いながら、経営の体質強化を図る。
- ② 認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を終了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、農業経営指標を活用した当該計画の実践の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。
- ③ 農業経営の規模拡大を計画的に進めようとする意欲ある農業者等に対しては、「人・農地プラン」の中心経営体又は「地域計画」における将来の地域の農業を担う者に誘導しながら、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、後継者がいない樹園地を農地と樹体の一体で継承するための園地継承円滑化システムなどの活用により農地の集積を図る。
- ④ りんごを始めとした果樹については、農作業の省力化・効率化を図りつつ、振興品種、省力樹形への改植・新植等を進めるとともに、りんご以外の多様な農作物の生産拡大に向けた生産振興も併せて行うことで、将来にわたって安定的に高品質な農産物を生産する生産基盤の維持及び産地力の強化を図る。
- ⑤ 法人化に向けては、経営の高度化のほか、経営の円滑な継承、雇用就農の受け皿の確保等のメリットがあることから、経営の実情を踏まえて取組を後押しする。
- ⑥ 集落営農については、将来的に地域の農地の活用と雇用確保の受け皿となるよう、活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保への取組に向けて総合的に支援する。
- ⑦ 新たな補助労働力確保のため、他産業従事者の兼業による農作業アルバイトの推進やバイトアプリの運用など、多様で柔軟な働き方と生産現場のマッチングを進めるほか、農福連携の推進など、生産基盤の強化を図る。
- ⑧ 「人・農地プラン」又は「地域計画」に位置付けられた経営体等の経営継承を進めて発展させる取組を支援することで、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図る。

(2) 新規就農者の育成・確保のための関連対策

- ① 新規就農者の確保のため、就農を希望する非農家出身者や移住者（新規参入者）の発掘に努めるとともに、独立自営就農のみならず、雇用就農も含めた新規参入者が早期に農業技術・ノウハウを習得し、地域に定着できる体制を整備するほか、就農希望者のニーズに応じた研修先、農地及び農業経営に関する情報提供を行うなどの取組を進める。
- ② 新規就農者等の経営が安定するまでの間、栽培や経営管理の技術・知識の習得に向けて、定期的な巡回指導や面接を実施するとともに、仲間づくりや地域活動等への主体的な参画を推進する。
- ③ 新規就農者等が、認定新規就農者を経て認定農業者へと発展できるよう、必要な栽培技術指導、経営指導等のフォローアップ、青年等就農計画の実施状況の点検を行うなど、計画的に育成する。

(3) 農地流動化促進のための対策

- ① 「人・農地プラン」又は「地域計画」については、地域が目指す将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者の明確化を図り、高齢化や労働力不足により荒廃化が懸念される農地については、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、前者については、農地中間管理事業等を活用しながら認定農業者等への利用集積を図る。また、園地継承円滑化システムを活用しながら後継者不在農家の園地・営農情報を事前に把握し、円滑な継承が行われるよう取組を進めるとともに、「人・農地プラン」又は「地域計画」に位置付けられた経営体等についても、後継者への経営継承を推進するなど、積極的に遊休農地の発生防止等に努める。
- ② 生産性の向上を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、圃場の集団化や大区画化を図るとともに、農用地利用改善団体、土地改良区等の土地利用調整活動等による農地の連担化や、集落営農組織等による大豆等の土地利用型作物等の作付けの団地化を図る。

3 推進体制

施策の推進にあたり、市・農業委員会・農業協同組合等の関係機関は、担い手の育成や農地の活用に向けて、既存の諸事業や制度の普及啓蒙啓発とその有効な活用に努め、積極的な支援を行うものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

弘前市が行う農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、法第6条第2項第6号により定める事項は以下のとおりとする。

なお、同事業の実施に当たり、別に定めのない場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に即して行うものとする。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるりんご及び水稲の農繁期を除いて設定することを基本とし、開催に当たっては、本市の広報紙への掲載やホームページ、メールマガジンの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、弘前市、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県農業普及振興室、その他の関係者とし、協議の場において、当該区域における「農地の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」などについて協議を行うほか、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口については、農林部農政課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで「人・農地プラン」の実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定するなど、粗放的な農業利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

弘前市は、「地域計画」の策定に当たって、県農業普及振興室、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から「地域計画」の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うほか、「地域計画」の実現に向け、農地中間管理事業や特例事業を通じた利用権の設定等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

弘前市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体（集落内で組織されている転作集団推進協議会、共同防除組合及び営農組合等）による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を弘前市に提出して、農用地利用規程について弘前市の認

定を受けることができる。

② 弘前市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 弘前市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を弘前市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 弘前市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件の他、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について

利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 弘前市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 弘前市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

弘前市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他

「地域計画」の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、「地域計画」の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策の推進

- ① 弘前市は、農業基盤整備、生活環境整備その他の関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 弘前市は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、その他の助成事業については農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ 弘前市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ④ ①から③のほか、弘前市は地域農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資するものとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

弘前市は、農業委員会、青森県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

さらにこの検討結果を踏まえ、上記関係者等は、今後10年にわたり、第1、第4で

掲げた目標や第2の指標で示されるような経営体への移行を実現するため、効率的かつ安定的な経営体の育成、及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、弘前市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則1 この基本構想は、平成18年7月21日から実施する。

2 改正後の基本構想は、平成20年8月1日から実施する。

3 改正後の基本構想は、平成21年2月24日から実施する。

4 改正後の基本構想は、平成22年5月31日から実施する。

5 改正後の基本構想は、平成24年3月29日から実施する。

6 改正後の基本構想は、平成26年9月29日から実施する。

7 改正後の基本構想は、平成29年3月16日から実施する。

8 改正後の基本構想は、令和4年5月12日から実施する。

9 改正後の基本構想は、令和5年9月4日から実施する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。